

2014年日本単課目訓練ジューガー競技会・課目と規定

IP01・IP02・IP03 各課目

※一般規定

- ・「小判型チェーン首輪」を首に余裕を持った状態で装着する。革製首輪、スパイク首輪、ノミ取り首輪などの使用は禁止とする。追求作業ではチェーン首輪以外にハーネスや捜索装具の装着が認められる。
- ・リード(引紐)は、たすき掛けにするか、或いはポケットに入れる。
- ・指導手の手袋装着は禁止する。
- ・使用する声符は普通に発音された短い単一単語とする。どの言語における使用も認められるが、一動作を促す「声符」は統一されなければならない。(各課目共通)
- ・指導手は犬を課目ごとに一度だけ褒めても良いが基本姿勢を崩さないこと。

- ※出場規定
- | | |
|-----------------|------------|
| 追求単課目 IP01～IP03 | 生後 15 ヶ月以上 |
| 服従単課目 IP01～IP03 | 生後 15 ヶ月以上 |
| 防衛単課目 IP01～IP03 | 生後 18 ヶ月以上 |

※競技規定： IPO 規定に準ずる。

- ※出場資格： ①警戒繁殖犬を除く、上記月齢の本協会登録犬であること。
②IP01・2の各課目出場犬には訓練資格は必要ありません。
③IP03各課目出場犬は当協会 ZPr 以上または、IP01以上の訓練資格を有すること。
④所有者、指導手ともに本協会会員であること。
⑤1年以内に狂犬病予防注射を完了し、その証明書が提示できること
⑥病犬、咬癖犬は出場出来ません。

<IP01> “A・追求”

「指導手による印跡」、「最低 300 歩」「直線コース 3 ヶ所」「コーナー 2 ヶ所・約 90°」

「配置物品 2 ケ」「印跡経過後 20 分」「作業制限時間 15 分」

追求コース	79 点
物品(11+10)	21 点
合計	100 点

物品を一つも発見出来なかった場合の最高評価は「B 評価」とする。

<物品>物品は指導手の臭いが付着した、素材の異なる 2 種類とする。(皮、繊維製品、木質)

大きさ:長さ 10cm、幅 2～3 cm、厚さ 0.5～1 cm

<物品の配置>第一物品は出発点から最低 100 歩進んだ、コーナー部から 20 歩以上の第 1 コースまたは第 2 コースに置く。第二物品は最終地点に置く。物品を配置する際には立ち止まらずに配置する。最終物品配置後、指導手(印跡者)は更に数歩直進する。

<使用声符>「搜索を促す」一声符

命令は出発点と第一物品発見後の再スタートの時。誤った物品告知後に使用が許される。

<実施要領> 指導手は申告前に 10m 搜索リードを、首を締めない状態でチェーン首輪に装着しておく。指導手と犬は審査委員のもとへ行き基本姿勢をとり、犬が物品を発見した時に、「指示する」か「啞え上げる」かの、どちらかであるか申告する。(犬は紐無し状態で作業を実施しても良い)

審査委員の指示で指導手は犬を静かに出発点へ導き作業を開始する。

出発地点より約 2m 手前の作業開始範囲外における短時間に及ぶ停座実行は認められる。

出発地点では犬は落ち着いて、集中した状態で鼻の位置を深く保持し、臭いを嗅ぎ当てながらスタートしなければならない。臭いを嗅ぎ当てている作業中は「搜索を促す声符」以外の補助的行為をしてはならない。出発地点でスタートを 3 回失敗した場合には追求作業は中止される。

指導手は搜索リードの末端を持ち、犬の後方 10m の間隔を保ちながら追従する。この場合、搜索リードを緩ませても良く、リードが地面に接することは認められる。搜索リード無しでの実施に於いても 10m の間隔を保たなければならない。

犬は足跡コースを集中して、持続性のある、可能な限り安定した速度(足跡コースの難度により)で作業を実施しなければならない。指導手は常に足跡上を進む必要はない。

犬が物品を発見次第、指導手の補助的行為なしに申告通りの方法で、直ぐに「啞え上げる」または「指示」を実行しなければならない。

「指示する」と申告した場合は、伏臥、停座、立止で行うことが出来る(物品ごとに姿勢が変わっても良い)。「啞え上げる」と申告した場合は、立止、停座、または持来での実行が認められる。持来の場合、指導手はその場に立ち止まらなければならない。啞え上げて進んだり、啞えて伏せることは誤りである。物品発見動作が確実に実施された後、物品を審査委員に示す際には、指導手は犬の横に立たなければならない。

【犬を褒める行為】 IPO1 追求課目のみ、追求作業中の犬に対し、指導手は「時折褒める行為」が許される。しかし、「搜索を促す声符」を褒め言葉として使用してはならない。この「褒める行為」はコーナーでの使用は認められない。

また、物品を発見して「物品を拾い上げる前」、または「物品を審査委員に示してポケットに入れた後」の何れか一度だけ、犬を短く褒めることが認められる。

追求作業が再開されるまでは、犬はその場で静かに待機する必要がある、搜索リードを短く持った指導手の「搜索を促す声符」により追求作業を再開する。

足跡コースから犬が逸脱することを指導手が意図的に阻止した場合、審査委員は指導手に対し犬に追従するよう指示する。指導手は、この指示を無視してはならない。この時、指導手が審査委員の指示に従わなかった場合や、または足跡コースが搜索リード 10m 以上(リード無しでの追求作業時も同様)離れてしまった場合、追求作業は中止される。

最終物品発見後に審査委員のもとへ行き作業終了を伝え、基本姿勢で発見した物品を提示する。その後、審査委員の講評がなされる。

「作業中止」「失格」に至る、犬や指導手の態度

* 出発地点における 3 回のスタートの失敗。

* 足跡コースから犬が搜索リードの長さ以上逸脱、または審査委員が犬の後を追従するよう指示をしても無視した場合。

* 制限時間内(15 分)に追求終了地点に到達出来なかった場合。

* 物品を唾え上げるが放さない。野生動物を追い作業再開が不可能な場合。

<IP01> “B・服従”

1.脚側行進(リードなし)	20 点
2.常歩行進中の停座	10 点
3.常歩行進中の伏臥、招呼	10 点
4. ダンベル持来(650g)	10 点
5. 1m障害とダンベル持来(650g)	15 点
6. 斜壁とダンベル持来(650g)	15 点
7. 前進と伏臥	10 点
8. 状況下での休止	10 点
合 計	100 点

<一般規定>服従作業は 2 頭 1 組で行う。指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ、申告を行う。指導手が全服従課題において内容を忘れた場合、審査委員は指導手に助言を与え、実行するよう促す。その事に対する減点はない。

各課題の作業開始は審査委員の指示で開始する。方向変換、指示なし停座、歩度の変更などは審査委員の指示なしで実行する。

使用する声符は普通に発音された短い単一単語とする。どの言語における使用も認められるが、一動作を促す「声符」は統一されなければならない。

指導手が命令を 3 回使用しても、犬が課題或いは課題に必要な動作を実行出来ない場合、その課題は中止され評価は与えられない。

<基本姿勢>ペアの片方の指導手と犬が「状況下での休止」位置で基本姿勢を実行し、それに合わせて服従作業を行う指導手は出発点で基本姿勢を取る。2 頭の犬が基本姿勢を取った時点より、審査が開始される。基本姿勢は一度だけ許される。やり直しは評価が下がる。指導手と一緒に、犬も後退させながら基本姿勢をとる行為は誤りであります。全課目において、指導手は基本姿勢の際、足は開脚した姿勢を取ることは禁止されており、自然に立つ事が要求される。

犬を短く褒める行為は、各課題での終了基本姿勢を明確に示した後、基本姿勢のまま褒める。

その後、新たな基本姿勢を取り直す事が認められる。この場合、犬を褒める行為を行った基本姿勢から、

次の課題作業開始を行う新たな基本姿勢に入り、作業を開始するまで最低 3 秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢から指導手と犬が行う、課目展開部分(助走)は最低 10～最大 15 歩の間に指定された歩度で課題を実行しなければならない。

犬を正面停座より基本姿勢に移動させる際、そして「停座」「立姿」「伏臥」実行中の犬の右側に立って、次の声符を与えるまでに最低 3 秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢及び課目展開部分(助走)での過ちは課題評価に影響を及ぼす。

指導手が犬のもとへ戻って、犬の右側に立つ時には、「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

反転ターン実行の際は、指導手は必ず左回転で実行されなければならない。(U字で回るのはなく、その場で 180° 左回転)。犬は指導手の前後どちらを回っても良いが、その方法は統一されていなければならない。

犬は正面停座から基本姿勢に移る際、「指導手の後ろを回る」、或いは「正面から直接基本姿勢に移る」の、どちらか選択できる。

持来用のダンベルを取りに行く際にも、脚側行進で犬と一緒にダンベル設置場所 3 歩手前まで行く。

課目作業開始前に犬にダンベルを咥えさせる行為などは禁止されている。

1.脚側行進(リードなし) (20 点)

<使用声符>「脚側行進」を促す声符。作業開始及び歩度変更時のみ許される。方向変換時に使用した場合は評価に影響する。

<実施要領>指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ申告を行う。基本姿勢から審査委員の指示により作業は開始される。出発点より常歩で50歩進んで左反転ターンを行い、更に10～15歩進んだ後、「速歩」「緩歩」へと歩度変更を実行する(各歩度を最低10歩行う)。「速歩」～「緩歩」への歩度変更は減速用の中間的な歩度を用いてはならない。また、各歩度の行進速度は明白な変化をつける必要がある。その後、常歩に戻り10～15歩進み右に直角に曲がり、約15歩進み、右に直角に曲がる。約15歩進み左反転ターンを行い、行進中に1回の停止を行う。この際、指導手が停止したならば、犬は指示なしで基本姿勢を取らなくてはならない。この課題の終盤に群衆内行進を行う。最低4人で構成されたグループへと向かう。指導手と犬はグループの1人に対して右回り、他の1人に対して左回り(8の字)を実施し、グループ内で1回停止しなければならない。審査委員の指示で指導手と犬はグループ内から離れて、出発点に戻り基本姿勢を取る。この終了基本姿勢を続く課題の作業開始基本姿勢としても良い。

2.常歩行進中の停座 (10 点)

<使用声符>「脚側行進」、「停座」を促す各一声符

<実施要領>基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15 歩の間に、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「停座」を促す声符を命じる。犬は迅速に座る。指導手はそのまま 15 歩前進したあと立ち止まり、直ちに停座している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で指導手は犬のもとへ戻り、犬の右側に立つ。犬に歩み寄る際には、「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

3.常歩行進中の伏臥、招呼（10点）

＜使用声符＞「脚側行進」、「伏臥」、「招呼」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「伏臥」を促す声符を命じる。犬は迅速に伏せる。指導手はそのまま30歩前進したあと立ち止まり、直ちに伏臥している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

4.ダンベル持来(650g)（10点）

＜使用声符＞「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から指導手は650gのダンベルを約10m前方に投げる。この場合、指導手は静止位置を移動してはならない。ダンベルが完全に静止した段階で、「持来を促す声符」を与える。冷静に停座していた犬は最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げ、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

5.1m障害とダンベル持来(650g)（15点）

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は障害から最低5歩離れた位置で基本姿勢をとり、650gのダンベルを障害の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

6.斜壁とダンベル持来(650g)（15点）

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は斜壁から最低5歩離れた位置で基本姿勢をとり、650gのダンベルを斜壁の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導

手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

7.前進と伏臥（10点）

＜使用声符＞「前進」、「伏臥」、「停座姿勢」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は、基本姿勢から前進を実行させる方向に向かって脚側行進を実行し、10～15歩の間で、立ち止まると同時に、腕を上げて「前進を促す声符」を命じる。犬は指示された方向に迅速、且つ直線的に最低30歩前進した後、審査委員の指示で「伏臥」を促す声符を命じる。犬はその場に素早く伏せなければならない。指導手は犬が伏せるまでの間、腕を上げて前進実行方向を示している事が認められる。審査委員の指示で、指導手は常歩で犬のもとへ行き、犬の右側に立つ。約3秒後、審査委員の指示で指導手は「停座姿勢を促す声符」を命じ、犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

8.状況下での休止（10点）

＜使用声符＞「伏臥」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞服従作業は2頭1組で行う。1頭の犬は脚側行進を開始する為に、出発点で基本姿勢を取る。他の1頭は審査委員の指示により所定の位置で基本姿勢を取る。審査委員の指示により「伏臥を促す声符」を命じ犬を伏せさせる。リードなど如何なる物品も残さず、指導手は後方を振り返ることなく、最低30歩離れた会場内の指定された地点で犬に背を向けて立つ(防衛テントの近く)。他の1頭が試験課目1～6を終了するまでは、静かに休止を継続しなければならない。審査委員の指示により指導手は犬のもとへ行き、右側に立ち、約3秒後に審査委員の指示により「停座を促す声符」を命じる。犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

他の1頭が課目3を終了する前に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、得点は0点となる。

他の1頭が課目3を終了後に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、それまでの部分評価が適応される。

<IP01> “C・防衛”

1.パトロール（2ヶ所）	5点
2.禁足と咆哮（5+5）	10点
3.追捕（ヘルパーの逃走阻止）	20点
4.禁足から防御	35点
5.ヘルパーの遠距離攻撃阻止	30点
合計	100点

＜一般規定＞会場の左右3ヶ所、合計6ヶ所の隠れ場所(以下、テントと言う)が設営されている場合には、5番、6番テントを使用する。

作業に必要となる会場地面上のマーキングは指導手、審査委員及びヘルパーが目視可能な形で付けられる。ヘルパーは、片袖の防御衣を着用し、ソフト鞭を装備する。ヘルパーは常に犬の動きを把握する。禁足場面において必要に応じ犬を刺激することなく位置を変える事が許される。ヘルパーは防御片袖で身の安全を守ることが出来る。防衛ヘルパーからソフト鞭を取り上げる方法は指導手に委ねら

れる。犬が服従しない、勝手にヘルパーの潜むテントに向かう、会場を離脱するなどの行動が行われた場合、犬を呼び寄せる声符を3回使用する事が許されるが、3回の声符で指導手のもとへ戻らない場合、‘不服従’と判断され、防衛作業は中止となる。

<各マーキング>

- *「禁足、咆哮」実施中の犬を呼び寄せる指導手の静止位置
- *ヘルパーの追捕開始位置と終了地点
- *ヘルパーの逃走阻止における犬の待機地点
- *遠距離攻撃における指導手と犬の待機地点

1.パトロール (5点)

<使用声符>「パトロール」、「呼び寄せ」を促す各一声符

「犬名」と「呼び寄せ」の連結兼用も可とする。例えば「〇〇、来い」等。

<実施要領>ヘルパーは6番(最終)テントの中に待機している。指導手とリード付きの犬は4番テントと5番テントの中間地点で基本姿勢をとり、リードを外す。審査委員の指示でパトロールを開始する。指導手は犬に「パトロールを促す声符」と左右何れかの腕による指符で(この動作は1テントごとに繰り返すことが可能)、犬は目標を定めた態度で指示された5番テントへ最短距離で向かい、出来るだけ小回りで注意深くテントを廻る必要がある。

テントを廻り終えたら「呼び戻しを促す声符」で呼び寄せ、犬の動きを止めることなく、新たに「パトロールを促す声符」で最終テントに向かわせる。犬がパトロールを実行中、指導手は中央線上を歩いて進み、左右に動いてはならない。犬は常に指導手の前方を走り、最終テントに犬が到達した時点で、指導手は速やかに立ち止まり、その後は声指符の使用は一切認められない。

2.禁足と咆哮 (5+5) 10点

<使用声符>「呼び寄せ」、「基本姿勢」を促す各一声符

「呼び寄せ」と「基本姿勢を促す」声符は連動して使用する。

例:「コイアトエ」(犬が手元に来てから「アトエ」は間違い)

<実施要領>犬はヘルパーを発見次第、集中した禁足と、継続的な咆哮を積極的に実行しなければならない。犬はヘルパーに接触したり、咬捕してはならない。咆哮開始から約20秒後、審査委員の指示で指導手はテントから5歩離れた位置に立つ。新たな審査委員の指示で指導手は連動した命令で犬を呼び寄せ、基本姿勢をとる。または、犬の右側に立ち、脚側行進を促す声符により歩き、5歩の呼び寄せマーキング地点で基本姿勢をとる。(IP01では2通りが可能であるが、採点基準は同一である)

審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出てくるように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。ヘルパーが移動中、犬は冷静な状態で、正確な位置に於いて注意深く、基本姿勢を続けなければならない。

3.追捕(ヘルパーの逃走阻止) (20点)

<使用声符>「脚側行進」、「伏臥」、「防御(阻止又は前進、前へ)」、「咬捕中止」を促す各一声符

<実施要領>審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出て来るように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。審査委員の指示で指導手と犬は脚側行進にて待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」の指示前に基本姿勢を取る。続いて「伏臥」の命令で犬は即

座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。ヘルパーと犬との距離は5歩と設定される。指導手は監視を続けている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査委員の位置を常に確認する必要がある。審査委員の指示で、ヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防御を促す声符」を犬に命令する。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実行し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

尚、ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。

指導手が犬に「防御を促す声符」を命令しなかった場合には評価が下がる。

4.禁足から防御（35点）

<使用声符>「咬捕中止」、「基本姿勢」を促す各一声符

<実施要領>約5秒間の監視後、審査委員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ソフト鞭はヘルパーから取り上げない。

5.ヘルパーの遠距離攻撃阻止（30点）

<使用声符>「脚側停座」、「防御」、「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

<実施要領>審査委員の指示で指導手と犬は、1番テントと2番テントの中間地点にマーキングされた待機地点に移動する。移動中の脚側行進は嬉々とした集中力ある態度で実行される必要がある。待機地点に到達したら、向き直り「基本姿勢を促す」声符で犬に基本姿勢を取らせる。指導手はヘルパーに向かって真っすぐに、落ち着いた状態を保ちながら、基本姿勢を維持している犬の首輪を持つことが認められるが、犬の興奮を掻き立てる行為は禁止されている。審査委員の指示でソフト鞭を持ったヘルパーは、テントから出て速歩にて中央ラインに向かう。中央ラインに到達したヘルパーは止まることなく、方向変換して犬と指導手に対し正面から突進し、大声をあげて威嚇する。ヘルパーとの距離が30～40歩に縮

まり次第、審査委員の指示により指導手は犬に「防御を促す声符」を命じて発進させる。指導手は犬を発進させた後は、その位置から移動してはならない。

犬は怯むことなくヘルパーに立ち向かい、存在感ある力強い咬捕で効果的に攻撃を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示により、指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。

この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、防衛作業の終了を伝える。指導手は審査委員の指示によりヘルパー静止位置より5歩離れた地点まで脚側行進を行い、静止後基本姿勢で犬にリードを装着する。審査委員の指示でヘルパーは退場する。この後、審査委員より講評がなされる。

<IP02> “A・追求”

「未知人による印跡」、「最低 400 歩」「直線コース 3 ヶ所」「コーナー 2 ヶ所・約 90°」

「配置物品 2 ヶ」「印跡経過後 30 分」「作業制限時間 15 分」

追求コース	79 点
物品(11+10)	21 点
合計	100 点

物品を一つも発見出来なかった場合の最高評価は「B 評価」とする。

<物品>物品は未知人の臭いが付着した、素材の異なる 2 種類とする。(皮、繊維製品、木質)

大きさ:長さ 10cm、幅 2~3 cm、厚さ 0.5~1 cm

<物品の配置>第一物品は出発点から最低 100 歩進んだ、コーナー部から 20 歩以上の第 1 コースまたは第 2 コースに置く。第二物品は最終地点に置く。物品を配置する際には立ち止まらずに配置する。最終物品配置後、印跡者は更に数歩直進する。

<使用声符>「搜索を促す」一声符

命令は出発点と第一物品発見後の再スタートの時。誤った物品告知後に使用が許される。

<実施要領> 指導手は申告前に 10m 搜索リードを、首を締めない状態でチェーン首輪に装着しておく。指導手と犬は審査委員のもとへ行き基本姿勢をとり、犬が物品を発見した時に、「指示する」か「啞え上げる」かの、どちらかであるか申告する。(犬は紐無し状態でも作業を実施しても良い)

審査委員の指示で指導手は犬を静かに出発点へ導き作業を開始する。

出発地点より約 2m 手前の作業開始範囲外における短時間に及ぶ停座実行は認められる。

出発地点では犬は落ち着いて、集中した状態で鼻の位置を深く保持し、臭いを嗅ぎ当てながらスタートしなければならない。臭いを嗅ぎ当てている作業中は「搜索を促す声符」以外の補助的行為をしてはならない。出発地点でスタートを 3 回失敗した場合には追求作業は中止される。

指導手は搜索リードの末端を持ち、犬の後方 10m の間隔を保ちながら追従する。この場合、搜索リードを緩ませても良く、リードが地面に接することは認められる。搜索リード無しでの実施に於いても 10m の間隔を保たなければならない。

犬は足跡コースを集中して、持続性のある、可能な限り安定した速度(足跡コースの難度により)で作業を実施しなければならない。指導手は常に足跡上を進む必要はない。

犬が物品を発見次第、指導手の補助的行為なしに申告通りの方法で、直ぐに「啞え上げる」または「指示」を実行しなければならない。

「指示する」と申告した場合は、伏臥、停座、立止で行うことが出来る(物品ごとに姿勢が変わっても良い)。「啞え上げる」と申告した場合は、立止、停座、または持来での実行が認められる。持来の場合、指導手はその場に立ち止まらなければならない。啞え上げて進んだり、啞えて伏せることは誤りである。物品発見動作が確実に実施された後、物品を審査委員に示す際には、指導手は犬の横に立たなければならない。

物品を発見した際に、物品を拾い上げる前、または物品を審査委員に示してポケットに入れた後の何れか一度だけ、犬を短く褒めることが認められる。

追求作業が再開されるまでは、犬はその場で静かに待機する必要がある、搜索リードを短く持った指導手の「搜索を促す声符」により追求作業を再開する。

足跡コースから犬が逸脱することを指導手が意図的に阻止した場合、審査委員は指導手に対し犬に追従するよう指示する。指導手は、この指示を無視してはならない。この時、指導手が審査委員の指示に従わなかった場合や、または足跡コースが搜索リード 10m 以上(リード無しでの追求作業時も同様)離れてしまった場合、追求作業は中止される。

最終物品発見後に審査委員のもとへ行き作業終了を伝え、基本姿勢で発見した物品を提示する。その後、審査委員の講評がなされる。

「作業中止」「失格」に至る、犬や指導手の態度

- * 出発地点における 3 回のスタートの失敗。
- * 足跡コースから犬が搜索リードの長さ以上逸脱、または審査委員が犬の後を追従するよう指示をするも無視した場合。
- * 制限時間内(15 分)に追求終了地点に到達出来なかった場合。
- * 物品を啞え上げるが放さない。野生動物を追い作業再開が不可能な場合。

<IP02> “B・服従”

1.脚側行進(リードなし)	10点
2.常歩行進中の停座	10点
3.常歩行進中の伏臥、招呼	10点
4.常歩行進中の立止	10点
5.ダンベル持来(1kg)	10点
6.1m障害とダンベル持来(650g)	15点
7.斜壁とダンベル持来(650g)	15点
8.前進と伏臥	10点
9.状況下での休止	10点
合計	100点

<一般規定>服従作業は2頭1組で行う。指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ、申告を行う。指導手が全服従課題において内容を忘れた場合、審査委員は指導手に助言を与え、実行するよう促す。その事に対する減点はない。

各課題の作業開始は審査委員の指示で開始する。方向変換、指示なし停座、歩度の変更などは審査委員の指示なしで実行する。

使用する声符は普通に発音された短い単一単語とする。どの言語における使用も認められるが、一動作を促す「声符」は統一されなければならない。

指導手が命令を3回使用しても、犬が課題或いは課題に必要な動作を実行出来ない場合、その課題は中止され評価は与えられない。

<基本姿勢>ペアの片方の指導手と犬が「状況下での休止」位置で基本姿勢を実行し、それに合わせて服従作業を行う指導手は出発点で基本姿勢を取る。2頭の犬が基本姿勢を取った時点より、審査が開始される。基本姿勢は一度だけ許される。やり直しは評価が下がる。指導手と一緒に、犬も後退させながら基本姿勢をとる行為は誤りであります。全課目において、指導手は基本姿勢の際、足は開脚した姿勢を取ることは禁止されており、自然に立つ事が要求される。

犬を短く褒める行為は、各課題での終了基本姿勢を明確に示した後、基本姿勢のまま褒める。

その後、新たな基本姿勢を取り直す事が認められる。この場合、犬を褒める行為を行った基本姿勢から、次の課題作業開始を行う新たな基本姿勢に入り、作業を開始するまで最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢から指導手と犬が行う、課目展開部分(助走)は最低10～最大15歩の間に指定された歩度で課題を実行しなければならない。

犬を正面停座より基本姿勢に移動させる際、そして「停座」「立姿」「伏臥」実行中の犬の右側に立って、次の声符を与えるまでに最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢及び課目展開部分(助走)での過ちは課題評価に影響を及ぼす。

指導手が犬のもとへ戻って、犬の右側に立つ時には、「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

反転ターン実行の際は、指導手は必ず左回転で実行されなければならない。(U字で回るのはなく、その場で 180° 左回転)。犬は指導手の前後どちらを回っても良いが、その方法は統一されていなければならない。

犬は正面停座から基本姿勢に移る際、‘指導手の後ろを回る’、或いは‘正面から直接基本姿勢に移る’の、どちらか選択できる。

持来用のダンベルを取りに行く際にも、脚側行進で犬と一緒にダンベル設置場所 3 歩手前まで行く。課目作業開始前に犬にダンベルを咥えさせる行為などは禁止されている。

1.脚側行進(リードなし) (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」を促す声符。作業開始及び歩度変更時のみ許される。方向変換時に使用した場合は評価に影響する。

＜実施要領＞指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ申告を行う。基本姿勢から審査委員の指示により作業は開始される。出発点より常歩で50歩進んで左反転ターンを行い、更に10～15歩進んだ後、「速歩」「緩歩」へと歩度変更を実行する(各歩度を最低10歩行う)。「速歩」～「緩歩」への歩度変更は減速用の中間的な歩度を用いてはならない。また、各歩度の行進速度は明白な変化をつける必要がある。その後、常歩に戻り10～15歩進み右に直角に曲がり、約15歩進み、右に直角に曲がる。約15歩進み左反転ターンを行い、行進中に1回の停止を行う。この際、指導手が停止したならば、犬は指示なしで基本姿勢を取らなくてはならない。この課題の終盤に群衆内行進を行う。最低4人で構成されたグループへと向かう。指導手と犬はグループの1人に対して右回り、他の1人に対して左回り(8の字)を実施し、グループ内で1回停止しなければならない。審査委員の指示で指導手と犬はグループ内から離れて、出発点に戻り基本姿勢を取る。この終了基本姿勢を続く課題の作業開始基本姿勢としても良い。

2.常歩行進中の停座 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「停座」を促す各一声符。

＜実施要領＞基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15 歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「停座」を促す声符を命じる。犬は迅速に座る。指導手はそのまま 15 歩前進したあと立ち止まり、直ちに停座している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で指導手は犬のもとへ戻り、犬の右側に立つ。犬に歩み寄る際には、‘正面から直接’或いは‘後ろを回る’の、どちらかを選択できる。

3.常歩行進中の伏臥、招呼 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「伏臥」、「招呼」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15 歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「伏臥」を促す声符を命じる。犬は迅速に伏せる。指導手はそのまま 30 歩前進したあと立ち止まり、直ちに伏臥している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

4. 常歩行進中の立止 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「立姿」、「停座」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15 歩の間で立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「立止を促す声符」を命じる。犬は即座に立ち止まる。指導手はそのまま 15 歩前進したあと立ち止まり、直ちに立止している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で指導手は犬のもとへ戻り、犬の右側に立つ。犬に歩み寄る際には、‘正面から直接’ 或いは ‘後ろを回る’ の、どちらかを選択できる。約 3 秒後、審査委員の指示で指導手は「停座姿勢を促す声符」を命じ、犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

5.ダンベル持来(1kg) (10 点)

＜使用声符＞「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から指導手は 1kg のダンベルを約 10m 前方に投げる。この場合、指導手は静止位置を移動してはならない。ダンベルが完全に静止した段階で、「持来を促す声符」を与える。冷静に停座していた犬は最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げ、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

6.1m障害とダンベル持来(650g) (15 点)

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は障害から最低 5 歩離れた位置で基本姿勢をとり、650g のダンベルを障害の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

7.斜壁とダンベル持来(650g) (15 点)

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は斜壁から最低 5 歩離れた位置で基本姿勢をとり、650g のダンベルを斜壁の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

8.前進と伏臥（10点）

＜使用声符＞「前進」、「伏臥」、「停座姿勢」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は、基本姿勢から前進を実行させる方向に向かって脚側行進を実行し、10～15歩の間で、立ち止まると同時に、腕を上げて「前進を促す声符」を命じる。犬は指示された方向に迅速、且つ直線的に最低30歩前進した後、審査委員の指示で「伏臥」を促す声符を命じる。犬はその場に素早く伏せなければならない。指導手は犬が伏せるまでの間、腕を上げて前進実行方向を示している事が認められる。審査委員の指示で、指導手は常歩で犬のもとへ行き、犬の右側に立つ。約3秒後、審査委員の指示で指導手は「停座姿勢を促す声符」を命じ、犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

9.状況下での休止（10点）

＜使用声符＞「伏臥」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞服従作業は2頭1組で行う。1頭の犬は脚側行進を開始する為に、出発点で基本姿勢を取る。他の1頭は審査委員の指示により所定の位置で基本姿勢を取る。審査委員の指示により「伏臥を促す声符」を命じ犬を伏せさせる。リードなど如何なる物品も残さず、指導手は後方を振り返ることなく、最低30歩離れた会場内の指定された地点で犬に背を向けて立つ(防衛テントの近く)。他の1頭が試験課目1～7を終了するまでは、静かに休止を継続しなければならない。審査委員の指示により指導手は犬のもとへ行き、右側に立ち、約3秒後に審査委員の指示により「停座を促す声符」を命じる。犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

他の1頭が課目4を終了する前に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、得点は0点となる。

他の1頭が課目4を終了後に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、それまでの部分評価が適応される。

＜IP02＞ “C・防衛”

1.パトロール（4ヶ所）	5点
2.禁足と咆哮（5+5）	10点
3.追捕（ヘルパーの逃走阻止）	10点
4.禁足から防御	20点
5.背面護送	5点
6.背面護送から奇襲	30点
7.ヘルパーの遠距離攻撃阻止	20点
合計	100点

＜一般規定＞会場の左右3ヶ所、合計6ヶ所の隠れ場所(以下、テントと言う)が設営されている場合には、3番～6番テント(4ヶ所)を使用する。

作業に必要となる会場地面上のマーキングは指導手、審査委員及びヘルパーが目視可能な形で付けられる。

ヘルパーは、片袖の防御衣を着用し、ソフト鞭を装備する。ヘルパーは常に犬の動きを把握する。禁足場面において必要に応じ犬を刺激することなく位置を変える事が許される。ヘルパーは防御片袖で身の安全を守ることが出来る。防衛ヘルパーからソフト鞭を取り上げる方法は指導手に委ねられる。

犬が服従しない、勝手にヘルパーの潜むテントに向かう、会場を離脱するなどの行動が行われた場合、犬を呼び寄せる声符を3回使用する事が許されるが、3回の声符で指導手のもとへ戻らない場合、‘不服従’と判断され、防衛作業は中止となる。

<各マーキング>

- * 「禁足、咆哮」実施中の犬を呼び寄せる指導手の静止位置
- * ヘルパーの追捕開始位置と終了地点
- * ヘルパーの逃走阻止における犬の待機地点
- * 遠距離攻撃における指導手と犬の待機地点

1. パトロール (5点)

<使用声符> 「パトロール」、「呼び寄せ」を促す各一声符

「犬名」と「呼び寄せ」の連結兼用も可とする。例えば「〇〇、来い」等。

<実施要領> ヘルパーは6番(最終)テントの中に待機している。指導手は犬を紐無しで“パトロール出発点”(2番テントと3番テントの中間地点)に行き、基本姿勢をとる。審査委員の指示でパトロールを開始する。指導手は犬に「パトロールを促す声符」と左右何れかの腕による指符で(この動作は1テントごとに繰り返すことが可能)、犬は目標を定めた態度で指示されたテントへ最短距離で向かい、出来るだけ小回りで注意深くテントを廻る必要がある。

テントを廻り終わったら「呼び戻しを促す声符」で呼び寄せ、犬の動きを止めることなく、新たに「パトロールを促す声符」で次のテントに向かわせる。犬がパトロールを実行中、指導手は中央線上を歩いて進み、左右に動いてはならない。

犬は常に指導手の前方を走り、最終テントに犬が到達した時点で、指導手は速やかに立ち止まり、その後は声指符の使用は一切認められない。

2. 禁足と咆哮 (5+5) (10点)

<使用声符> 「呼び寄せ」、「基本姿勢」を促す各一声符

「呼び寄せ」と「基本姿勢を促す」声符は連動して使用する。

例: 「コイアトエ」(犬が手元に来てから「アトエ」は間違い)

<実施要領> 犬はヘルパーを発見次第、集中した禁足と、継続的な咆哮を積極的に実行しなければならない。犬はヘルパーに接触したり、咬捕してはならない。咆哮開始から約20秒後、審査委員の指示で指導手はテントから5歩離れた位置に立つ。新たな審査委員の指示で指導手は連動した命令で犬を呼び寄せ、基本姿勢をとる。審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出てくるように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。ヘルパーが移動中、犬は冷静な状態で、正確な位置に於いて注意深く、基本姿勢を続けなければならない。

3. 追捕(ヘルパーの逃走阻止) (10点)

<使用声符> 「脚側行進」、「伏臥」、「防衛(阻止又は前進、前へ)」、「咬捕中止」を促す各一声符

＜実施要領＞審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出て来るように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。審査委員の指示で指導手と犬は脚側行進にて待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」の指示前に基本姿勢を取る。続いて「伏臥」の命令で犬は即座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。ヘルパーと犬との距離は5歩と設定される。

指導手は監視を続けている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査委員の位置を常に確認する必要がある。審査委員の指示で、ヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防御を促す声符」を犬に命令する。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実行し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

尚、ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。

指導手が犬に「防御を促す声符」を命令しなかった場合には評価が下がる。

4.禁足から防御（20点）

＜使用声符＞「咬捕中止」、「基本姿勢」を促す各一声符

＜実施要領＞約5秒間の監視後、審査委員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き（犬が停座していても）、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ソフト鞭はヘルパーから取り上げない。

5.背面護送（5点）

＜使用声符＞「脚側行進」を促す一声符

例：「アトエ」「トランスポート」など

＜実施要領＞「禁足から防御」の基本姿勢から引き続き、審査委員によって指示された約30歩の背面護送を実施する。指導手はヘルパーに対し前方を歩くように命じる。犬と指導手はヘルパーの約5歩後方を

脚側行進する。犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。この5歩の間隔は背面護送終了まで厳守されなければならない。

6.背面護送から奇襲（30点）

＜使用声符＞「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞背面護送中、審査委員の指示でヘルパーは止まることなく突然反転し、犬を奇襲する。

犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。犬が防御の為に咬捕を実行すると同時に指導手は、その場に立ち止まる。

審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

ヘルパーが静止すれば咬捕を放し禁足する。中止命令を与える際には、指導手は位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き（犬が停座していても）、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、第一作業の終了を伝える。

7.ヘルパーの遠距離攻撃阻止（20点）

＜使用声符＞「脚側停座」、「防御」、「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞審査委員の指示で指導手と犬は、1番テントと2番テントの中間地点にマーキングされた待機地点に移動する。移動中の脚側行進は嬉々とした集中力ある態度で実行される必要がある。待機地点に到達したら、向き直り「基本姿勢を促す」声符で犬に基本姿勢を取らせる。指導手はヘルパーに向かって真っすぐに、落ち着いた状態を保ちながら、基本姿勢を維持している犬の首輪を持つことが認められるが、犬の興奮を掻き立てる行為は禁止されている。審査委員の指示でソフト鞭を持ったヘルパーは、テントから出て速歩にて中央ラインに向かう。中央ラインに到達したヘルパーは止まることなく、方向変換して犬と指導手に対し正面から突進し、大声をあげて威嚇する。ヘルパーとの距離が40～50歩に縮まり次第、審査委員の指示により指導手は犬に「防御を促す声符」を命じて発進させる。指導手は犬を発進させた後は、その位置から移動してはならない。

犬は怯むことなくヘルパーに立ち向かい、存在感ある力強い咬捕で効果的に攻撃を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示により、指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。

この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、防衛作業の終了を伝える。指導手は審査委員の指示によりヘルパー静止位置より5歩離れた地点まで脚側行進を行い、静止後基本姿勢で犬にリードを装着する。審査委員の指示でヘルパーは退場する。この後、審査委員より審査委員より講評がなされる。

<IP03> “A・追求”

「未知人による印跡」、「最低 600 歩」「直線コース 5ヶ所」「コーナー4ヶ所・約 90°」

「配置物品 3ヶ」「印跡経過後 60分」「作業制限時間 20分」

追求コース	79点
物品(7+7+7)	21点
合計	100点

物品を一つも発見出来なかった場合の最高評価は「B評価」とする。

<物品>物品は未知人の臭いが付着した、素材の異なる3種類とする。(皮、繊維製品、木質)

大きさ:長さ 10cm、幅 2~3 cm、厚さ 0.5~1 cm

<物品の配置>第一物品は出発点から最低 100 歩以上進んだ、コーナー部から 20 歩以上の第 1 コースまたは第 2 コースに置く。第二物品は審査委員の指示により第 2 コースまたは第 3 コースに置く。第 3 物品は最終地点に置く。物品を配置する際には立ち止まらずに配置する。最終物品配置後、印跡者は更に数歩直進する。

<使用声符>「搜索を促す」一声符

出発点と、第一物品と第二物品発見後の再スタートの時。誤った物品告知後に使用が許される。

<実施要領>指導手は申告前に 10m 搜索リードを、首を締めない状態でチェーン首輪に装着しておく。指導手と犬は審査委員のもとへ行き基本姿勢をとり、犬が物品を発見した時に、「指示する」か「啞え上げる」かの、どちらかであるか申告する。(犬は紐無し状態でも作業を実施しても良い)

審査委員の指示で指導手は犬を静かに出発点へ導き作業を開始する。

出発地点より約 2m 手前の作業開始範囲外における短時間に及ぶ停座実行は認められる。

出発地点では犬は落ち着いて、集中した状態で鼻の位置を深く保持し、臭いを嗅ぎ当てながらスタートしなければならない。臭いを嗅ぎ当てている作業中は「搜索を促す声符」以外の補助的的行為をしてはならない。出発地点でスタートを3回失敗した場合には追求作業は中止される。

指導手は搜索リードの末端を持ち、犬の後方10mの間隔を保ちながら追従する。この場合、搜索リードを緩ませても良く、リードが地面に接することは認められる。搜索リード無しでの実施に於いても10mの間隔を保たなければならない。

犬は足跡コースを集中して、持続性のある、可能な限り安定した速度(足跡コースの難度により)で作業を実施しなければならない。指導手は常に足跡上を進む必要はない。

犬が物品を発見次第、指導手の補助的的行為なしに申告通りの方法で、直ぐに「啞え上げる」または「指示」を実行しなければならない。

「指示する」と申告した場合は、伏臥、停座、立止で行うことが出来る(物品ごとに姿勢が変わっても良い)。「啞え上げる」と申告した場合は、立止、停座、または持来での実行が認められる。持来の場合、指導手はその場に立ち止まらなければならない。啞え上げて進んだり、啞えて伏せることは誤りである。物品発見動作が確実に実施された後、物品を審査委員に示す際には、指導手は犬の横に立たなければならない。

物品を発見した際に、物品を拾い上げる前、または物品を審査委員に示してポケットに入れた後の何れか一度だけ、犬を短く褒めることが認められる。

追求作業が再開されるまでは、犬はその場で静かに待機する必要がある、搜索リードを短く持った指導手の「搜索を促す声符」により追求作業を再開する。

足跡コースから犬が逸脱することを指導手が意図的に阻止した場合、審査委員は指導手に対し犬に追従するよう指示する。指導手は、この指示を無視してはならない。この時、指導手が審査委員の指示に従わなかった場合や、または足跡コースが搜索リード10m以上(リード無しでの追求作業時も同様)離れてしまった場合、追求作業は中止される。

最終物品発見後に審査委員のもとへ行き作業終了を伝え、基本姿勢で発見した物品を提示する。その後、審査委員の講評がなされる。

「作業中止」「失格」に至る、犬や指導手の態度

- * 出発地点における3回のスタートの失敗。
- * 足跡コースから犬が搜索リードの長さ以上逸脱、または審査委員が犬の後を追従するよう指示をするも無視した場合。
- * 制限時間内(20分)に追求終了地点に到達出来なかった場合。
- * 物品を啞え上げるが放さない。野生動物を追い作業再開が不可能な場合。

<IP03> “B・服従”

1.脚側行進(リードなし)	10点
2.常歩行進中の停座	10点
3.速歩行進中の伏臥、招呼	10点
4.速歩行進中の立止、招呼	10点
5.ダンベル持来(2kg)	10点
6.1m障害とダンベル持来(650g)	15点
7.斜壁とダンベル持来(650g)	15点
8.前進と伏臥	10点
9.状況下での休止	10点
合計	100点

<一般規定>服従作業は2頭1組で行う。指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ、申告を行う。指導手が全服従課題において内容を忘れた場合、審査委員は指導手に助言を与え、実行するよう促す。その事に対する減点はない。

各課題の作業開始は審査委員の指示で開始する。方向変換、指示なし停座、歩度の変更などは審査委員の指示なしで実行する。

使用する声符は普通に発音された短い単一単語とする。どの言語における使用も認められるが、一動作を促す「声符」は統一されなければならない。

指導手が命令を3回使用しても、犬が課題或いは課題に必要な動作を実行出来ない場合、その課題は中止され評価は与えられない。

<基本姿勢>ペアの片方の指導手と犬が「状況下での休止」位置で基本姿勢を実行し、それに合わせて服従作業を行う指導手は出発点で基本姿勢を取る。2頭の犬が基本姿勢を取った時点より、審査が開始される。

基本姿勢は一度だけ許される。やり直しは評価が下がる。指導手と一緒に、犬も後退させながら基本姿勢をとる行為は誤りであります。全課目において、指導手は基本姿勢の際、足は開脚した姿勢を取るとは禁止されており、自然に立つ事が要求される。

犬を短く褒める行為は、各課題での終了基本姿勢を明確に示した後、基本姿勢のまま褒める。

その後、新たな基本姿勢を取り直す事が認められる。この場合、犬を褒める行為を行った基本姿勢から、次の課題作業開始を行う新たな基本姿勢に入り、作業を開始するまで最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢から指導手と犬が行う、課目展開部分(助走)は最低10～最大15歩の間に指定された歩度で課題を実行しなければならない。

犬を正面停座より基本姿勢に移動させる際、そして「停座」「立姿」「伏臥」実行中の犬の右側に立って、次の声符を与えるまでに最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢及び課目展開部分(助走)での過ちは課題評価に影響を及ぼす。

指導手が犬のもとへ戻って、犬の右側に立つ時には、「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

反転ターン実行の際は、指導手は必ず左回転で実行されなければならない。(U字で回るのはなく、その場で 180° 左回転)。犬は指導手の前後どちらを回っても良いが、その方法は統一されていなければならない。

犬は正面停座から基本姿勢に移る際、‘指導手の後ろを回る’、或いは‘正面から直接基本姿勢に移る’の、どちらか選択できる。

持来用のダンベルを取りに行く際にも、脚側行進で犬と一緒にダンベル設置場所 3 歩手前まで行く。課目作業開始前に犬にダンベルを咥えさせる行為などは禁止されている。

1.脚側行進(リードなし) (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」を促す声符。作業開始及び歩度変更時のみ許される。方向変換時に使用した場合は評価に影響する。

＜実施要領＞指導手はリード無しで犬を伴い、審査委員のもとで基本姿勢をさせ申告を行う。基本姿勢から審査委員の指示により作業は開始される。出発点より常歩で50歩進んで左反転ターンを行い、更に10～15歩進んだ後、「速歩」「緩歩」へと歩度変更を実行する(各歩度を最低10歩行う)。「速歩」～「緩歩」への歩度変更は減速用の中間的な歩度を用いてはならない。また、各歩度の行進速度は明白な変化をつける必要がある。その後、常歩に戻り10～15歩進み右に直角に曲がり、約15歩進み、右に直角に曲がる。約15歩進み左反転ターンを行い、行進中に1回の停止を行う。この際、指導手が停止したならば、犬は指示なしで基本姿勢を取らなくてはならない。この課題の終盤に群衆内行進を行う。最低4人で構成されたグループへと向かう。指導手と犬はグループの1人に対して右回り、他の1人に対して左回り(8の字)を実施し、グループ内で1回停止しなければならない。審査委員の指示で指導手と犬はグループ内から離れて、出発点に戻り基本姿勢を取る。この終了基本姿勢を続く課題の作業開始基本姿勢としても良い。

2.常歩行進中の停座 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「停座」を促す各一声符。

＜実施要領＞基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15 歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「停座」を促す声符を命じ。犬は迅速に座る。指導手はそのまま 15 歩前進したあと立ち止まり、直ちに停座している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で指導手は犬のもとへ戻り、犬の右側に立つ。犬に歩み寄る際には‘正面から直接’或いは‘後ろを回る’の、どちらかを選択できる。

3.速歩行進中の伏臥、招呼 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「伏臥」、「招呼」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から常歩で 10～15 歩脚側行進し、速歩に切り替えて 10～15 歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「伏臥」を促す声符を命じる。犬は迅速に伏せる。指導手はそのまま 30 歩前進したあと立ち止まり、直ちに伏臥している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

4. 速歩行進中の立止、招呼 (10 点)

＜使用声符＞「脚側行進」、「立止」、「招呼」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から速歩で脚側行進し、10～15 歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「立止」を促す声符を命じる。犬は即座に立ち止まる。指導手はそのまま 30 歩前進したあと立ち止まり、直ちに立姿している犬の方へ向きを変える。審査委員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

5.ダンベル持来(2kg) (10 点)

＜使用声符＞「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞基本姿勢から指導手は 2kg のダンベルを約 10m 前方に投げる。この場合、指導手は静止位置を移動してはならない。ダンベルが完全に静止した段階で、「持来を促す声符」を与える。冷静に停座していた犬は最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げ、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

6. 1m 障害とダンベル持来(650g) (15 点)

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は障害から最低 5 歩離れた位置で基本姿勢をとり、650g のダンベルを障害の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

7. 斜壁とダンベル持来(650g) (15 点)

＜使用声符＞「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は斜壁から最低 5 歩離れた位置で基本姿勢をとり、650g のダンベルを斜壁の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約 3 秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

8.前進と伏臥（10点）

＜使用声符＞「前進」、「伏臥」、「停座姿勢」を促す各一声符

＜実施要領＞指導手と犬は、基本姿勢から前進を実行させる方向に向かって脚側行進を実行し、10～15歩の間で、立ち止まると同時に、腕を上げて「前進を促す声符」を命じる。犬は指示された方向に迅速、且つ直線的に最低30歩前進した後、審査委員の指示で「伏臥」を促す声符を命じる。犬はその場に素早く伏せなければならない。指導手は犬が伏せるまでの間、腕を上げて前進実行方向を示している事が認められる。審査委員の指示で、指導手は常歩で犬のもとへ行き、犬の右側に立つ。約3秒後、審査委員の指示で指導手は「停座姿勢を促す声符」を命じ、犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

9.状況下での休止（10点）

＜使用声符＞「伏臥」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

＜実施要領＞服従作業は2頭1組で行う。1頭の犬は脚側行進を開始する為に、出発点で基本姿勢を取る。他の1頭は審査委員の指示により所定の位置で基本姿勢を取る。審査委員の指示により「伏臥を促す声符」を命じ犬を伏せさせる。リードなど如何なる物品も残さず、指導手は後方を振り返ることなく、最低30歩離れた会場内の指示された場所に隠れる(防衛テントの中)。他の1頭が試験課目1～7を終了するまでは、静かに休止を継続しなければならない。審査委員の指示により指導手は犬のもとへ行き、右側に立ち、約3秒後に審査委員の指示により「停座を促す声符」を命じる。犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

他の1頭が課目6を終了する前に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、得点は0点となる。

他の1頭が課目6を終了後に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、それまでの部分評価が適応される。

＜IP03＞ “C・防衛”

1.パトロール(6ヶ所)	10点
2.禁足と咆哮(5+5)	10点
3.追捕(ヘルパーの逃走阻止)	10点
4.禁足から防御	20点
5.背面護送	5点
6.背面護送から奇襲	15点
7.ヘルパーの遠距離攻撃阻止	10点
8.禁足から防御	20点
合計	100点

＜一般規定＞

会場の左右3ヶ所、合計6ヶ所の隠れ場所(以下、テントと言う)が設営される。

作業に必要となる会場地面上のマーキングは指導手、審査委員及びヘルパーが目視可能な形で付けられる。

ヘルパーは、片袖の防御衣を着用し、ソフト鞭を装備する。ヘルパーは常に犬の動きを把握する。禁足場面において必要に応じ犬を刺激することなく位置を変える事が許される。ヘルパーは防御片袖で身の安全を守ることが出来る。防衛ヘルパーからソフト鞭を取り上げる方法は指導手に委ねられる。犬が服従しない、勝手にヘルパーの潜むテントに向かう、会場を離脱するなどの行動が行われた場合、犬を呼び寄せる声符を3回使用する事が許されるが、3回の声符で指導手のもとへ戻らない場合、‘不服従’と判断され、防衛作業は中止となる。

<各マーキング>

- * 「禁足、咆哮」実施中の犬を呼び寄せる指導手の静止位置
- * ヘルパーの追捕開始位置と終了地点
- * ヘルパーの逃走阻止における犬の待機地点
- * 遠距離攻撃における指導手と犬の待機地点

1. パトロール (10点)

<使用声符> 「パトロール」、「呼び寄せ」を促す各一声符

「犬名」と「呼び寄せ」の連結兼用も可とする。例えば「〇〇、来い」等。

<実施要領> ヘルパーは6番(最終)テントの中に待機している。指導手は犬を紐無しで“パトロール出発点”に行き、基本姿勢をとる。審査委員の指示でパトロールを開始する。指導手は犬に「パトロールを促す声符」と左右何れかの腕による指符で(この動作は1テントごとに繰り返すことが可能)、犬は目標を定めた態度で指示されたテントへ最短距離で向かい、出来るだけ小回りで注意深くテントを廻る必要がある。

テントを廻り終わったら「呼び戻しを促す声符」で呼び寄せ、犬の動きを止めることなく、新たに「パトロールを促す声符」で次のテントに向かわせる。犬がパトロールを実行中、指導手は中央線上を歩いて進み、左右に動いてはならない。犬は常に指導手の前方を走り、最終テントに犬が到達した時点で、指導手は速やかに立ち止まり、その後は声指符の使用は一切認められない。

2. 禁足と咆哮 (5+5) (10点)

<使用声符> 「呼び寄せ」、「基本姿勢」を促す各一声符

「呼び寄せ」と「基本姿勢を促す」声符は連動して使用する。

例: 「コイアトエ」(犬が手元に来てから「アトエ」は間違い)

<実施要領> 犬はヘルパーを発見次第、集中した禁足と、継続的な咆哮を積極的に実行しなければならない。犬はヘルパーに接触したり、咬捕してはならない。咆哮開始から約20秒後、審査委員の指示で指導手はテントから5歩離れた位置に立つ。新たな審査委員の指示で指導手は連動した命令で犬を呼び寄せ、基本姿勢をとる。審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出てくるように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。ヘルパーが移動中、犬は冷静な状態で、正確な位置に於いて注意深く、基本姿勢を続けなければならない。

3. 追捕(ヘルパーの逃走阻止) (10点)

<使用声符> 「脚側行進」、「伏臥」、「防御(阻止又は前進、前へ)」、「咬捕中止」を促す各一声符

＜実施要領＞審査委員の指示で指導手はヘルパーにテントから出て来るように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。審査委員の指示で指導手と犬は脚側行進にて待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」の指示前に基本姿勢を取る。続いて「伏臥」の命令で犬は即座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。ヘルパーと犬との距離は5歩と設定される。

指導手は監視を続けている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査委員の位置を常に確認する必要がある。審査委員の指示で、ヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防御を促す声符」を犬に命令する。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実行し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

尚、ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。

指導手が犬に「防御を促す声符」を命令しなかった場合には評価が下がる。

4.禁足から防御（20点）

＜使用声符＞「咬捕中止」、「基本姿勢」を促す各一声符

＜実施要領＞約5秒間の監視後、審査委員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き（犬が停座していても）、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ソフト鞭はヘルパーから取り上げない。

5.背面護送（5点）

＜使用声符＞「脚側行進」を促す一声符

例：「アトエ」「トランスポート」など

＜実施要領＞「禁足から防御」の基本姿勢から引き続き、審査委員によって指示された約30歩の背面護送を実施する。指導手はヘルパーに対し前方を歩くように命じる。犬と指導手はヘルパーの約5歩後方を

脚側行進する。犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。この5歩の間隔は背面護送終了まで厳守されなければならない。

6.背面護送から奇襲（15点）

＜使用声符＞「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞背面護送中、審査委員の指示でヘルパーは止まることなく突然反転し、犬を奇襲する。

犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。犬が防御の為に咬捕を実行すると同時に指導手は、その場に立ち止まる。

審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

ヘルパーが静止すれば咬捕を放し禁足する。中止命令を与える際には、指導手は位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き（犬が停座していても）、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、第一作業の終了を伝える。

7.ヘルパーの遠距離攻撃阻止（10点）

＜使用声符＞「脚側停座」、「防御」、「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞審査委員の指示で指導手と犬は、1番テントと2番テントの中間地点にマーキングされた待機地点に移動する。移動中の脚側行進は嬉々とした集中力ある態度で実行される必要がある。待機地点に到達したら、向き直り「基本姿勢を促す」声符で犬に基本姿勢を取らせる。指導手はヘルパーに向かって真っすぐに、落ち着いた状態を保ちながら、基本姿勢を維持している犬の首輪を持つことが認められるが、犬の興奮を掻き立てる行為は禁止されている。審査委員の指示でソフト鞭を持ったヘルパーは、テントから出て速歩にて中央ラインに向かう。中央ラインに到達したヘルパーは止まることなく、方向変換して犬と指導手に対し正面から突進し、大声をあげて威嚇する。ヘルパーとの距離が50～60歩に縮まり次第、審査委員の指示により指導手は犬に「防御を促す声符」を命じて発進させる。指導手は犬を発進させた後は、その位置から移動してはならない。

犬は怯むことなくヘルパーに立ち向かい、存在感ある力強い咬捕で効果的に攻撃を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査委員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

8.禁足から防御（20点）

＜使用声符＞「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

＜実施要領＞約5秒間の監視後、審査委員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査委員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査委員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査委員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査委員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き（犬が停座していても）、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。

この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査委員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査委員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査委員に渡し、防衛作業の終了を伝える。指導手は審査委員の指示によりヘルパー静止位置より5歩離れた地点まで脚側行進を行い、静止後基本姿勢で犬にリードを装着する。審査委員の指示でヘルパーは退場する。この後、審査委員より講評がなされる。